

令和 8 年度

軽自動車税のしおり

軽自動車税は、**4月1日**現在で対象となる車両をお持ちの方に課税されます。車両を所有しなくなったときや登録内容に変更があるときは、お忘れなくお手続きください。また、**課税されている車両を4月1日時点でお持ちではない場合は、ご連絡ください。**

目 次

1. 納付できる場所・方法
2. 軽自動車税の税額
3. 登録内容の変更の手続き場所
4. 市役所での手続きご案内
5. 軽自動車税の減免
6. よくあるお問い合わせ

お問い合わせ

立川市役所 ☎042-523-2111 (代表)

車両の登録や賦課内容について

課税課者課税係 内線 1200

※税制改正により、軽自動車税(種別割)は「軽自動車税」へ名称が変わりました。

※法令改正等により、本しおりに記載の内容は変更となる場合があります。

税金の納付や口座振替について

収納課管理係 内線 1240

1 納付できる場所・方法

①金融機関

②コンビニエンスストア

③スマートフォン決済アプリ

④モバイルレジ(スマートフォン)

⑤クレジットカード、インターネットバンク等(地方税お支払サイトから)

詳細は同封の「キャッシュレス納付」のチラシまたは市ホームページをご覧ください。

⑥立川市の窓口(納期限を過ぎても取り扱います)

●立川市役所

◇納期限前の場合は1階みずほ銀行派出所

◇納期限を過ぎた場合は1階収納係へ

●窓口サービスセンター(立川タクロス1階)

⑦口座振替

詳細は収納課にお問い合わせください。

●車検用納税証明書の送付終了のお知らせ

・「軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)」の導入により、車検時の納税証明書の提示が原則不要となりました。このため口座振替やキャッシュレスで納付された皆さまへの納税証明書の郵送は昨年をもって終了とさせていただきます。

●すぐに車検用納税証明書が必要な場合

・金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付して、領収書に付随の納税証明書をご利用ください。(キャッシュレスで納付された場合は、軽JNKSへの反映に5営業日程度かかります)
・口座振替で納付されている方は、軽JNKSで納付確認ができるまでに振替後7営業日程度を要します。その期間に車検がある場合は、お手数ですが市役所に口座振替分が記載された通帳をご持参いただき、納税証明書の取得をお願いします。

！
ご注意ください

2 軽自動車税の税額 (単位: 円)

■二輪車・小型特殊自動車

原動機付自転車						軽二輪車	小型自動二輪車	小型特殊自動車	
第一種一般原付	第一種新基準原付	第一種特定原付	第二種(乙)	第二種(甲)	ミニカー			農耕作業用	その他
50cc以下 0.6kW以下	125cc以下 かつ4.0kW以下	0.6kW以下	90cc以下 0.8kW以下	125cc以下 1.0kW以下	輪距 50cm超	250cc以下	250cc超		
2,000	2,000	2,000	2,000	2,400	3,700	3,600	6,000	2,400	5,900

■軽四輪車・軽三輪車 (総排気量 660cc 以下) ※三輪の軽課税額 B は営業用・乗用のみ

種別と税額	① 初度検査が 平成 25.4 ～平成 27.3 の車両	② 初度検査が 平成 27.4 以降の車両	重課税額 初度検査が 平成 25.3 以前の車両	軽課税額		
				A	B	
三輪	3,100	3,900	4,600	1,000	2,000	
四輪	乗用 自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	—
	乗用 営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500
	貨物 自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	—
	貨物 営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	—

●**初度検査**の年月は、その車両が初めてナンバーの交付を受けた年月をいいます（現在の所有者の方がナンバーの交付を受けた年月ではありません）。「自動車検査証」に記載されております。

●**重課税額**は、初度検査を受けた月から13年を経過した翌年度から適用される税額です。なお、電気、燃料電池、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンハイブリッド、被けん引車は重課対象外です。これらの車両は初度検査年月から13年を経過した場合でも①または②の税額が適用されます。

●**軽課税額**は、グリーン化特例（軽課）により、一定の環境性能を有する軽四輪等について、性能に応じて税率を軽減した場合の税額です。（適用は初年度の1回限り）

軽課税額の対象基準は以下の通りです。いずれにも該当しない場合は軽課の対象外です。

A	電気自動車、燃料電池自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量を低減するもの又は平成30年排出ガス規制に適合するもの）
B	平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量を低減するもの又は、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量を低減するものうち、令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成の営業用の乗用車（ガソリン車・ハイブリッド車）

3 登録内容の変更の手続き場所

車両を所有しなくなったときや、登録内容に変更があるときの手続きの場所は、車種により異なります。下記窓口で手続きをお願いします。

車 種	手 続 き 場 所
<ul style="list-style-type: none">● 125cc 以下のバイク● ミニカー● 小型特殊自動車	立川市役所 1 階 35 番窓口 (課税滞滞滞係) ☎042-523-2111 (代表) 内線 1200 ※手続きに必要なものは下の 4 の表をご覧ください
<ul style="list-style-type: none">● 軽二輪車● 小型自動二輪車 (125cc 超のバイク)	東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 ヘルプデスク ☎050-5540-2033 ※手続きに必要なものは上記にお問い合わせください
<ul style="list-style-type: none">● 軽四輪車● 軽三輪車	軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 コールセンター ☎050-3816-3104 ※手続きに必要なものは上記にお問い合わせください

4 市役所での手続きご案内

立川市のナンバーがついた車両 (125cc 以下のバイク、ミニカー、小型特殊自動車) の登録内容に変更があるときは、速やかに市へ届け出をしてください。

届出理由	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none">● 廃棄処分● 市内の方へ譲渡 (譲渡する前に廃車する場合)● 市外の方へ譲渡● 市外へ転出	<ol style="list-style-type: none">① ナンバープレート② 標識交付証明書③ 届出者の身分証明書 (運転免許証等) ※市外の方へ譲渡するとき、または市外へ転出するときは、新しい登録先で手続きすることもできます。お手続きについて詳しくは、新しい登録先の市区町村へお問い合わせください。 ※①がない場合は、弁償金 200 円が必要です。
<ul style="list-style-type: none">● 市内の方へ譲渡 (廃車と登録を同時に行う場合)	上記①～③に加え、以下のものがが必要です (ただし、同じナンバーを引き続き使用する場合は、①ナンバープレートは不要です) <ol style="list-style-type: none">④ 譲渡証明書
<ul style="list-style-type: none">● 盗難	※先に警察に届け出て、届出番号 (受理番号)、届出警察署、届出日を控えてください。 <ol style="list-style-type: none">① 届出者の身分証明書 (運転免許証等)

上記以外のお手続きについては、お手数ですが課税滞滞滞係へご連絡ください。

5 軽自動車税の減免

●**障害のある方**は、障害の区分と程度により、軽自動車税が減免となります。

◆**身体障害**=対象となる等級は、障害の区分により異なります。くわしくは市ホームページをご覧ください。
くか、お問い合わせください。◆**知的障害**=3度以上の方。◆**精神障害**=1級の方（自立支援医療を受けている方のみ）

●**生活保護を受給中の方**は、原動機付自転車等1台のみ減免となります。

いずれも、納期限までに、下記のものを持って市役所1階35番窓口にお越しください。**納期限を過ぎると減免を受けることができません**。減免対象になるのは、車種を問わず1人1台です。自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

※口座振替の登録をされている方が、5/20（水）以降に減免の申請をされた場合は、一旦口座からの引き落としとなりますが、後日登録口座へ還付をさせていただきます。

★**受付場所：市役所課税課3番窓口 手続きの締切：5月31日まで（土日と重なる場合は翌営業日まで）**

障害のある方	生活保護受給の方
① 次のいずれかの手帳…身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳1級（自立支援医療の受給者証が必要です） ② 納付前の軽自動車税納税通知書兼領収証書 ③ 運転される方の運転免許証等 ④ 納税義務者のマイナンバーカード、マイナンバー通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し	① 生活保護受給証明 ② 納付前の軽自動車税納税通知書兼領収証書

6 よくあるお問い合わせ

Q. 4月2日以降に車両を手放しましたが、支払う必要がありますか。

A. 軽自動車税は4月1日に所有している方に課税されます。4月2日以降に車両を所有しなくなった場合でも、全額お支払いいただく必要があります。

Q. 一時的に原付等を廃車することはできますか。

A. 原付等の車両は、一時的に廃車することができません（一度廃車した車両を再登録するときは、廃車した日にさかのぼって課税させていただきます）。

Q. 4月1日現在で所有していない車両なのに課税されています。

A. 車種により、取り扱いが異なります。

◇**立川市ナンバーの車両**の場合は、課税課税係にご連絡ください。

◇**125ccの二輪車および軽三・四輪車**の場合は、次の①②のどちらかと考えられます。

① 廃車や名義変更などの手続きがお済みでない

② 申告書（課税の情報の登録や変更についての届出書類）が市に届いていない

①の場合は、左上の**3**に記載した場所でお手続きください（翌年度から課税されなくなります）。②の場合は、廃車や名義変更などのお手続きがお済みであることを確認できる「税申告書の本人控」、「車検証返納証」、「新日の車検証」などを市に郵送またはファックス（042-528-4340）でお送りください（手続きをした日にさかのぼって課税を取り消します）。